

職員の私物スマートデバイスの業務利用にかかる試行結果等について

多機能ユニファイド・コミュニケーションツール「Microsoft365(以下「MS365」という。)」を活用した職員の私物スマートデバイスの業務利用(以下「BYOD」という。)について、この間、試行を行ってきたので、その結果等について報告する。

1 試行の実施

BYODの有効性の検証及び運用上の課題等を洗い出す目的で、以下のとおり試行を実施した。

(1) 実施者

特別職・管理職 88名

一般職員 115名

(2) 実施期間

令和5年11月から令和6年1月

(3) 内容

実際の業務の中で、私物のスマートデバイスを用いてMS365の各種機能を活用する。

2 試行の結果

試行のアンケート結果は別紙1のとおりである。

【結果概要】

(1) BYODの満足度

「満足」、「どちらかといえば満足」⇒ 83.4%

「どちらとも言えない」⇒ 12.6%

「不満」、「どちらかといえば不満」⇒ 4.0%

(2) BYODの利用頻度

「ほぼ毎日利用した」、「数日に1回以上利用した」⇒ 76.0%

「1週間に1回以上利用した」⇒ 17.5%

「ほとんど利用しなかった」、「1度も利用しなかった」⇒ 6.5%

(3) 便利だと感じた機能(複数回答)

スケジュールの確認 ⇒ 159件

チャットの使用 ⇒ 152件

メールの送受信 ⇒ 143件

(4) BYODの継続実施意向

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」⇒ 91.4%

「どちらとも言えない」⇒ 7.5%

「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」⇒ 1.0%

【総論】

満足度や利用頻度が高く、継続利用の意向も多かった。一方、運用面での改善点も浮かび上がった。

3 今後の運用

試行の結果、BYOD の実施が業務の効率化及び円滑化に寄与し、職員からのニーズも高いことが確認されたため、令和6年度より MS365 の機能を活用した BYOD の本格運用を開始することとする。一方で、4割以上の職員が改善の余地があると回答した点を踏まえて、以下の運用方針にて実施する。

【本格運用の方針】

(1) 対象職員

管理職は原則として実施、一般職員は任意の実施とする。

(2) 対象機器

試行時と同様に、スマートフォンまたはタブレットとする。

※私物パソコンについては、パソコン内の業務領域と私的領域を切り分けて運用することが技術的に不可能であるため対象としない。出張先でパソコンの使用が必要な場合は、テレワーク用パソコン等を使用するものとする。

(3) 機能

MS365 の Teams、Outlook などを管理対象のアプリケーションとする。なお、アンケートに改善要望として多数挙げられた、メール添付ファイルや SharePoint 上にあるファイルの閲覧等については利用可能となるよう改善する。また、操作方法や活用事例についての周知が不十分であるとの意見が寄せられたことを踏まえ、BYOD 用のマニュアルを整備し、有効な活用方法と合わせて周知を図る。

(4) 業務とプライベートの区別

仕事とプライベートの境目がなくなること、業務時間外に通知が来ることを懸念する意見が多かったことを踏まえ、以下の内容を運用ガイドラインに明記する。

- 緊急時を除き、業務時間外に受信したメッセージに対して応答する必要はないこと。
- 緊急時には、従前のとおり緊急連絡網を活用した電話等の併用も検討すること。
- システム管理者側では位置情報の把握は行っていないこと、対象アプリケーション以外は管理対象としていないこと。

また、デバイス側で行う通知機能の解除方法を利用者向けマニュアルに記載する。

(5) セキュリティ対策

① 人的セキュリティ

ア 禁止事項・注意事項等を定めた運用ガイドラインを作成し、内容の遵守を誓約し、かつ情報安全対策基準に定める情報安全対策保護担当者の許可を得た職員だけが、BYOD の利用を開始できるものとする。

イ 運用ガイドラインには以下の禁止事項を明記する。

- 業務に関する画面をスマートデバイスに保存する行為
- 業務に関する画面を外部のカメラ等により撮影または録画する行為
- 業務に関する画面を関係者以外に提示する行為

②技術的セキュリティ

ア 事前の申請により許可された職員の私物スマートデバイスだけがインターネット経由で MS365 にアクセスできる。また、登録された職員の一覧及び MS365 へのアクセスログは情報システム課で把握することができる。

イ 業務で使用する MS365 のアプリケーション(Teams、Outlook など)から、職員の私物スマートデバイスのローカル領域にデータの保存はできない。

ウ MS365関連アプリを利用するには利用者自身が設定したPINコードの入力を必須とする。

エ 職員が私物スマートデバイスを紛失した場合は、職員からの連絡をもとに情報システム課の職員が、当該デバイスにインストールされた MS365 のアプリケーションから遠隔操作で強制的にサインアウトさせることができる。

なお、BYOD の本格運用実施にあたって、情報安全対策委員会を開催し、一定の対策を行った個人のスマートデバイスについては利用可能とする旨、情報安全対策基準を改正した。

4 今後のスケジュール

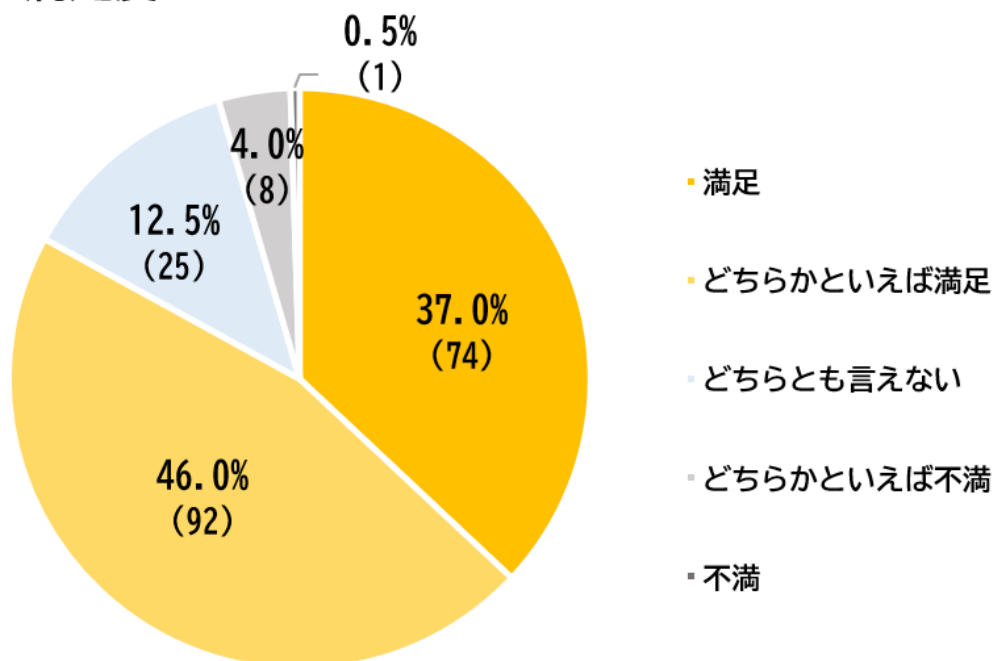
令和6年4月に、BYOD 実施希望者調査及び設定作業を実施する。その後、利用者にて必要なアプリケーションのインストールを行い、BYOD の本格運用を開始する。

BYOD 試行実施者へのアンケート結果

【アンケート回答者数】 200名（管理職：85名 一般職：115名）

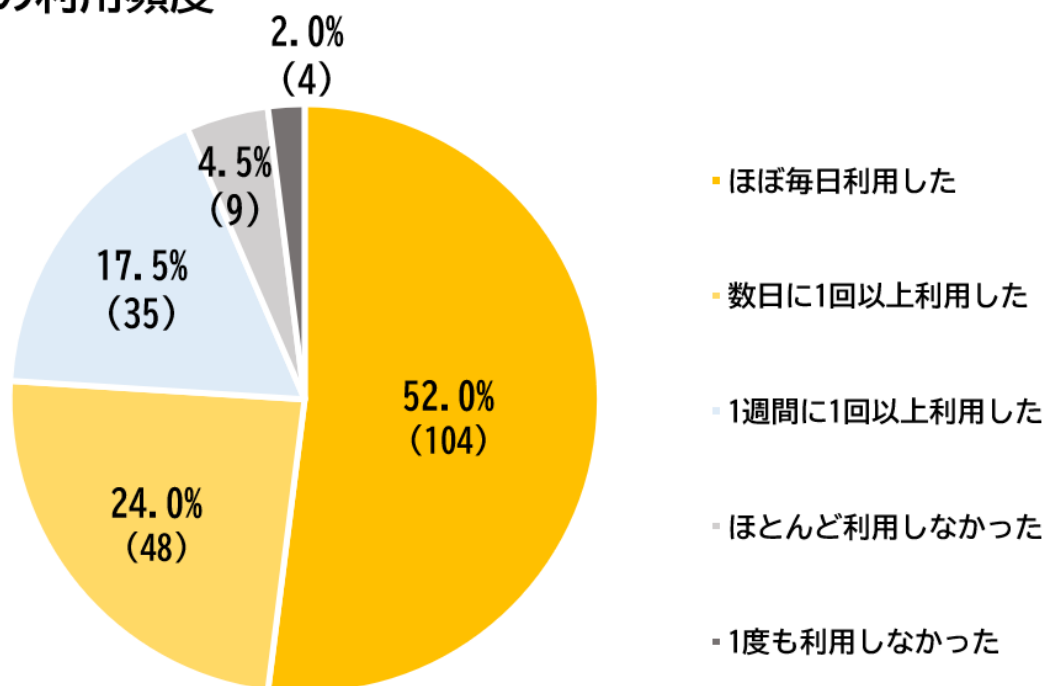
【アンケート回答率】 約98%（実施者203名）

BYODの満足度



※ () 内の数字=回答者数

BYODの利用頻度



※ () 内の数字=回答者数

